

写し証明交付請求に関する注意点

(証明請求対象地)

証明請求対象地は、証明を必要とする原因となった土地(筆)で、公図上の道水路に接する全ての土地(筆)を記入してください。

(請求方法)

写し証明交付請求書(第2号様式)を使用し、次に掲げる図書を添付してください。

(1) **案内図** 住宅地図等を使用し、周辺の情報が容易に把握できるもの

※1 地形図等の住宅等情報が記載されていない地図は、使用できません。

(2) **法務局備付の地図(公図)** 請求日以前3か月以内に取得し、かつ、最新のもの

※1 コピーしたものや、登記情報提供サービスにより取得したものも使用できます。

※2 請求場所が筆界未定の場合は、位置関係を特定するため、旧公図等の添付が必要です。

(3) **現地実測図** 道路台帳区域線図又は境界調査図(請求日以前3か月以内に取得し、かつ、最新のもの)に、証明請求対象地、現地の境界標の種類及び請求日以前3か月以内に実測した点間距離(m)を赤色で記入(小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記入)するものとする。

※1 プロット図、地積測量図等の独自に作成された図面ではなく、道路台帳区域線図又は道水路等境界調査図を使用してください。

※2 証明請求対象地を図面の中心に据えたものを使用してください。

※3 縮尺が1/500のものを使用してください。読み取ることができない場合は、別途、1/250、1/200又は1/100のものを使用してください。

※4 境界標の種類は、詳細に分類して記入してください。

(市石、民石、鋳物、市プレート、民プレート、市鋲、民鋲、プラスチック杭、木杭、ペンキ、刻み、図上点等)

※5 市石、市鋳物、市プレート、市鋲以外の境界標について、境界調査図等作成時の境界標でない場合は、原則として境界標と認められません。また、劣化の激しい境界標は、亡失していると判断されることがあります。

(証明の範囲)

証明請求対象地に接する最小限の辺長

※1 証明請求対象地側のみの片側証明となります。

※2 原則、証明請求対象地単位での証明となります。払下げ等に伴い、証明請求対象地に対する一部範囲又は最小限以上の範囲での証明が必要な場合は、その理由の分かる資料、図面等を請求書に添付し、事前に担当職員と協議し、その承諾を得てください。